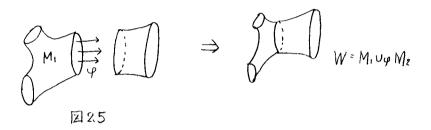
定理 27 (境界のある 9様体の張り合わせ) M_1 , M_2 を境界のある 9様体とし、境界の間の 微分同相字像 $P: QM_1 \to QM_2$ が与えられているとする、そのとき、 M_1 と M_2 の 境界を P で張り合わせて、(すなわち、任意の点 $P\in QM_1$ について、P と $P(P)\in QM_1$ を同一視して) 新しい 9様体 $W=M_1$ U_P M_2 を 作ることができる。できた 9様体 W は 微分同相を除いてしたがないという意味で、この張り合わせの構成は一意的である。(張り合わせる部分は、境界のすべてではくとも、その連結成分のいくつかでよい。



次に、微分同相写像を張り合わせる定理を述べるが、为様体の張り合わせよりも、もう少し微妙な点がある

定理 2.8 (微分同相写像の張り合わせ) $W=M_1\cup_P M_2 \times V=N_1\cup_P N_2$ を境界のある多様体を張り合わせて得られた 多様体とする。(こに、 $P:QM_1\to QM_2 \times V:QN_1\to QN_2$ はそれぞれ 境界の間の微分同相写像である。)このとき、EL: 微分同相写像 $L:M_1\to N_1 \times L:M_2\to N_2$ があって、 QM_1 上の任意の点 $P:C_2\cap V:P_1$ がん(P_1) = $L_2\circ P(P_1)$ が成り立ては、 $L_1 \times L_2$ を境界 に沿って張り合わせた微分同相写像 $H=L_1\cup L_2: W\to V$ が存在する。

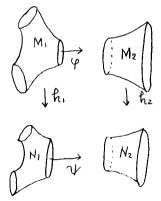


図2.6 微分同相の張り合わせ.

この定理の中の記号 $H=R_1\cup R_2$ は M_1 上では R_1 , M_2 上では R_2 で定義 された写像そのものでは ない。そのように定義したのでは、得られた写像: $W\to V$ が QM_1 に治って微分可能 ではないかも しれない、そのため、 R_1 、 R_2 を 境界の近くで Y_1 変形する 必要がある。